

Title	専門職域の生々：Scotlandの会計士：<近代>会計生成史:19世紀イギリス
Sub Title	The Development of the Profession : Scottish Accountants : A History of Accounting : The United Kingdom in the Nineteenth Century
Author	友岡, 賛(Tomooka, Susumu)
Publisher	
Publication year	1992
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.35, No.2 (1992. 6) ,p.8- 23
JaLC DOI	
Abstract	専門職はThe Victorian Ageにおいて確立をみる。くさぐさの専門職のおいたちをたどってみるに、各専門職域に共通のいわば成長patternをみいだしうる。本稿は、この成長patternを確認しつつ、会計専門職域の生々をみる。対象としてはScotlandの会計専門職が選択される。これは、この国の会計士がもっともはやく集団化をなしとげたことによる。専門職の歴史において集団化のもつ意味はきわめておおきい。The Institute of Accountants in Edinburgh, The Institute of Accountants in Glasgow,およびThe Society of Accountants in Aberdeen,これらの設立前後の状況が観察される。専門職域の生成過程をみるさいのかなめは、中産階級のひとびとがいかにして社会的なprestigeを追求したか、という点にある。これは各専門職域に共通のかなめである、とともに、会計専門職の特殊性もまたここにある。特殊性の要因がふたつある。、ひとつの要因は、法律専門職との関係のなかにみいだしうる。この国、とりわけEdinburghにあつては、会計士は法律専門職域の成員とみなされていた。このことのもつ意味が検討される。いまひとつの要因は、破産への干与にもとめうる。会計専門職の生々は破産にかかわる業務を糧とした。破産への干与のあわせもつふたつの面があきらかにされる、とともに、会計士の集団化にさいしては、これの直接的な動機として、この種の業務の保持の必要があつたことがしめされる。
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19920625-04056169

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

専門職域の生々：Scotland の会計士

—〈近代〉会計生成史：19世紀イギリス—

友 岡 賛

<要 約>

専門職はThe Victorian Ageにおいて確立をみる。くさぐさの専門職のおいたちをたどってみるに、各専門職域に共通のいわば成長patternをみいだしうる。本稿は、この成長patternを確認しつつ、会計専門職域の生々をみる。対象としてはScotlandの会計専門職が選択される。これは、この国の会計士がもつともはやく集団化をなしたとげたことによる。専門職の歴史において集団化のもつ意味はきわめておおきい。The Institute of Accountants in Edinburgh, The Institute of Accountants in Glasgow, および The Society of Accountants in Aberdeen, これらの設立前後の情況が観察される。専門職域の生成過程をみるさいのかなめは、中産階級のひとびとがいかにして社会的なprestigeを追求したか、という点にある。これは各専門職域に共通のかなめである、とともに、会計専門職の特殊性もまたここにある。特殊性の要因がふたつある。ひとつの要因は、法律専門職との関係のなかにみいだしうる。この国、とりわけEdinburghにあっては、会計士は法律専門職域の成員とみなされていた。このことのもつ意味が検討される。いまひとつの要因は、破産への干与にもとめうる。会計専門職の生々は破産にかかわる業務を糧とした。破産への干与のあわせもつふたつの面があきらかにされる、とともに、会計士の集団化にさいしては、これの直接的な動機として、この種の業務の保持の必要があったことがしめされる。

<キーワード>

アバディーン勅許会計士協会、イギリスの会計士、イギリスの会計史、エディンバラ勅許会計士協会、会計士、会計史、グラスゴウ勅許会計士協会、社会的な威信、スコットランドの会計士、専門家団体、専門職

は じ め に ¹⁾

いったいに<専門職²⁾>なるものの歴史は、畢竟、<集団化>と<差別化>との歴史である。

-
- 1) 本稿の資料として、いかを参照。
友岡 [1989-e].
友岡 [1990-d].
友岡 [1990-a].
- 2) profession.

専門職は、これの供給するserviceにたいする需要があってこそ存在しうる。がしかし、このことは、かかる需要の発生、増大がおのずと専門職域を成立せしむということをとるに意味するものではない。

あるとくていのいわば<知的な伎倆>をもってなんらかのserviceを供給することを生業としていたひとびとが、<おのれの利³⁾>を追求した過程、これが専門職の歴史である。

——いうまでもなく、<ひとつは利己にした⁴⁾>。

<会計専門職>も例外ではない。

I

会計専門職なるものの定義をひとつあげておこう。⁵⁾

B.Worthington いわく。

ほんらい会計専門職業人とは、計算書類にかんし、卓越した知識をもつ、あるいは<もっているという態度をとる>ひとびとのことである。かれらは、かかる知識の恩恵を、これを必要とする<可能性のある>ひとびとに<すすんで分配する⁶⁾>。

これを採用する。⁷⁾

II

いつ、いかなる時点をもってして会計専門職域の確立とみるか、は論のわかれるところであろう

3) これは経済的な利に限局されない。

4) 友岡 [1990-b] p.1

5) まずは専門職いっばんの定義より検討すべきかもしれないが、これはすぐれて社会学上の問題たることよりして、いちおうは本稿の域外としておく。ただし、本稿執筆の準備段階において、友岡賛は、いかを参照した。

Carr-Saunders et al. [1933].

Lawis et al. [1952].

Reader [1966].

Turner et al. [1970].

Elliott [1972].

Johnson [1977].

Portwood et al. [1981].

6) Worthington [1895] p.1.

7) この定義を採用するわけあいには本稿の行論のなかにしめされよう。

が、さしあたり、⁸⁾ 会計にかかわる知識、伎倆にもとづくserviceを供給することを生業としていたひとびと、揺籃期にはいわば<個>の存在であったかれらが、いわば<団>の存在となった時点をもって会計専門職域の確立としておく。別言するに、ひとつの集合体となった時点である。ただし、すくなくも社会的な存在にかんしていうに、存在なるものは他より認知されてこそ存在たりうる。

とするに、いわばvisibleな団たる必要がある。とするに、Edinburgh,あるいはGlasgowにおけるいわゆる会計士協会の⁹⁾結成をして会計専門職域の確立、あるいはこれらの結成期をして会計専門職域の確立期とせざるをえない。

かような見は、<形式>にのみ着目した皮相の見、と論難されるかもしれない。がしかし、専門職域の生々¹⁰⁾にあっては、むしろ、形式こそがかなめとなる。

他よりまず認知されるのは外面であり、外面は形式である。よって、おのれの利を追求するひとびとは、形式を具備することにより認知をもとめた。

認知は利に直結する。

III

知的な伎倆によるserviceの供給をもって生業とするいわゆる実務家〔個人〕たちが、集合し、¹¹⁾ いわゆる協会〔団体〕を組織せんとする目的は、畢竟、社会的なprestigeの確立にある。

揺籃期の専門職域の成員たちのかかえる共通¹²⁾にしてさいだいの問題は、社会的なprestigeの不在

8) ここにいう、会計、はすこぶる曖昧な概念であり、曖昧なままにしておく。いな、というよりむしろ、曖昧な概念たることにこそ、意味がある。むろん、厳格にいうに、会計のなんたるかを明示せずに会計専門職はうんぬんしえない、とされるかもしれない。しかるに、すくなくも会計専門職域の論にあっては、ここにいう会計なるものに一意的な内包をもたせることは、むしろあやまりともいいうる。

9) いかをみよ。

友岡 [1990-d].

友岡 [1991-a].

10) A.M.Carr-Saundersらはいう。

ある伎倆が存在し、ひとびとがこれを業としておこなっているとしても、いまだ専門職が存在するとはいえない。いわば原始的な社会におけるいくつかの家族をもって国家を形成しえないのと同様、たとえ職能をおなじくするひとびとが存在するとしても、かれらが孤立の存在であるかぎり、専門職は形成されえない。当該従業人のあいだに結束が存在するばあいにおいてのみ、専門職なるものの存在をみとめる。ここにいう結束のとりうる形態は、ただひとつ、正式の協会という形態にほかならない。

と [Carr-Saunders et al. [1933] p.298].

11) practitioner.

12) そもそも団体なるものは、共通の目的をもつひとびとのあつまりであり、また、いったいに目的なるものは、なんらかの問題の解決を意味する。

にある。これは、かれらが、みずからの提供するserviceを〔いわば差別化されるべき〕知的な伎倆にもとづくものと自認するがゆえにである。いったいに知的なものにはprestigeがあるとひとびとはしんずる〔なにゆえにであろうか〕。

かくて組織された協会の当面の課題は勅許の取得にある。

叙上のごとく、協会の目的は社会的なprestigeの確立にあり、これのさいしょのstepは、ひとつの専門職域として、社会的な認知をうることである。しかして、社会的な認知をうるもっとも確実にてだては、おおやけによる認知をうることである。

勅許はおおやけによる認知を意味し、別言するに、〈形式的な権威づけ〉にはかならない。かような形式は、これすなわちvisibleな客観であり、社会的な認知へとつながる。

たほう、より具象的な目的〔あるいはprestigeの確立という目的にたいする手段〕は、成員としての適格性の差別化、保護にある。これは、入会につき、いつていの制限をもうけることにより、はたされる。prestigeは、かぎられたものの中にのみ存在しうる。

そもそも社会的なprestigeは社会的な力¹³⁾を意味し、集団化は力をうるため、なされる¹⁴⁾。

専門職域として社会に認知されるためには、いうまでもなく、成員の専門性につき、認知される必要がある。専門職域たるかぎり、成員の適格性は、まず専門性にこそとめられる。専門性、すなわち当該業務にかんする能力、すなわち伎倆を、他より差別される〔べき〕ものとして社会にしめすことが急務となる。適格性にかんする基準の明確化、さらにこれの検査方法の整備。

いっばんに、専門職における知的な伎倆は、知識および経験をもととし、これらを確保するてだてが年季奉公および試験である。入会の要件としての年季奉公および試験にかんする規則の整備がいそがれる。

ただし、これはふたつの面をあわせもつ。形式と実質と。——実質と形式と、ではない。あくまでも、形式と実質と、である。

まずとめられるのは社会的な認知である。他よりまず認知されるの外側であり、外面は形式である。当該専門職域の成員のもつべき伎倆の水準〔の高さ〕にかんし〔社会が識別しうる〕形式をととのえることこそが、肝要である。

ただし、ときとともに、当該専門職域の成員と当該協会の会員とが同義ではなくなる。

当該専門職域の成員の共通の利を追求すべく組織され、まずは当該専門職域の認知がとめられていたものが、しだいしだいに当該協会これじたいのprestigeの追求へとかわる。

ひとつの専門職域としての認知が確保されゆくにつれ、当該専門職域内における差別化が意識さ

13) 社会的な力は、つまるところ、地位と富とを意味する。17)をみよ。

14) 社会的な力をもとむさいしょのstepは社会的な認知の獲得である。しかして、いうまでもなく、これは社会的なvisibilityなくしてはなしえない。

れは始める。高度の伎倆をもつもの〔むろん、会員たちにとっては、かれらじしん〕、もたざるもの、これらを社会が識別しうる必要が意識される。いな、問題は、伎倆の程度の識別にあるのではない。¹⁵⁾かぎられたもの、高度の伎倆をもつものとしてえられたもののみが会員たりうる、と社会に《みなされる》こと、これこそがもとめられる。

伎倆につき要求されるのは職業倫理である。これの差別化、保護がつぎの目的となる。いわゆる倫理規約がつけられる。かぎられたもの、高度の倫理感をもつものとしてえられたもののみが会員たりうる、と社会にみなされるべく、である。

ついで、経済的な利、すなわち富の問題¹⁶⁾がくる。独占の¹⁷⁾こころみがなされる。当該協会の会員という肩書きの保護、法律による保護をかれらはもとむ。

いったいに専門職なるものの歴史は、畢竟、集団化と差別化との歴史である。

集団化は、visibilityと力とをうるため、なされる。〔存在についての〕社会的な認知の確保には、まずvisibilityがもとめられ、さらなる〔prestigeについての〕社会的な認知の確保〔すなわち、社会的なprestigeの確立¹⁸⁾〕には力がもとめられる。いずれにせよ、認知は需要へとつながる。

差別化もまた、つまるところ、社会的なprestigeの確立をもたらし。ただし、とりわけ〔存在についての〕社会的な認知が確保されてよりのちの差別化は、経済的な利の保護のため、なされる。

集団化は、よりおおきな需要のpieをもたらし、差別化は、pieの独占を意味する。

15) いったいに伎倆の程度なるものは供給されるserviceの質の程度と相関する。したがって、〔長期的には〕需要者たる社会も、serviceの質をつうじ、伎倆の程度の識別が可能となろう〔ひいて無能力の供給者は淘汰される〕が、これは、当該専門職域が、ある程度、成熟してよりのちのことである。

16) 3)および13)をみよ。

17) そもそもことのはじめより経済的な利こそが目的であった〔あるいはまずさいしょに経済的な利という目的があった〕、と反駁されるかもしれないが、ここにいう経済的な利、富は社会的な地位をもたらし要素としての富である。すくなくも経済社会にあって、富なるものは、たんに富にとどまらず、社会的な地位を意味する。地位が富をもたらし、ともいいうるが、富が地位をもたらし、というほうが、よりじじつにそくしている。

18) visibilityも力のいちぶ、あるいは力もvisibilityのいちぶ、ともいいうる。本稿は、これらを区別した表現をもちいてはいるが、さほどの意味はない。たとえば、たとい力という概念を包括的にもちいたとしても、本稿の論旨がかわるものでもない。

また、さきに、prestigeは力を意味する、とし、ここでは、prestigeの確立には力がもとめられる、としたが、けっきょくのところ、prestigeが力をもたらし、力がprestigeをもたらし、というすじあいにある。prestigeすなわち力、力すなわちprestige、としてもよからう。さきに、prestigeの確立のさいしょのstepは認知をうること、とし、14)では、力をもとむさいしょのstepは認知の獲得、としたことにも如上の理由がある。

N

1853年,Scotlandにて会計士協会の設立をみる。—The Institute of Accountants in Edinburgh,
The Institute of Accountans in Glasgow.¹⁹⁾

会計専門職は、まへの世紀末に登場してほどない、いわばあらたなる専門職²⁰⁾であった。

なべて専門職による団の組織は、当該職域の形式的な地位の向上のてだてとしてなされる。専門職域の成員としての社会的な地位をもとむだれもが、みずからの実質的な能力をもって、これをはたしうるわけではない。かれらは、当該職域の形式的な地位の向上をくわだてる。いわば次善の策²¹⁾として。

もとより、地位なるものは、他との比較において存在する相対的な概念である。あらたなる専門職が社会的な地位の向上をはからんとするのは、すでにたかい地位をえているprestigeある他の専門職を念頭におき、これとの比較において、みずからの地位のひくさを認識するがゆえにである。会計専門職のめざす地位は法律専門職のもつ地位であり、範とする先蹤は法律専門職であった。

Scotland,なかんずくEdinburghにあっては、会計専門職と法律専門職とのあいだにつよいむすびつき²²⁾をみる。いな、というよりも、そもそも会計²³⁾にかんする業務は法律専門職の業務のいちぶとみなされていた。

おそらく、これは、そのかみの会計にかんする業務のおおくが、裁判所と相即不離の業務であったことによる。ちなみに、公私の区別という点よりみるに、おおやけの業務がひじょうにおおかつた。〔鉄道会社をはじめとし〕急速な発達過程にあったjoint stock company, 民間の存在たるjoint stock company²⁴⁾にかかわる業務よりも、公的な破産にかかわる業務²⁵⁾がしゅであった。

19) 両協会の名称にかんし、友岡 [1991-a] p.4をみよ。

20) すでに専門職としての地位を確立していたものとしては、たとえば法廷弁護士をあげうる。*をみよ。

21) Lewis et al. [1952] p.8.
てっとりばやい策として、とするほうが適切かもしれない。36)をもみよ。

22) いかをみよ。
友岡 [1990-d] p.3.
友岡 [1991-a] p.27.

23) 8)をみよ。

24) 民間の存在たる、という表現にかんし、友岡 [1991-b] pp.130-131を参照のこと。

25) いかをみよ。
友岡 [1989-b]
友岡 [1989-e]
友岡 [1990-d]
友岡 [1991-a]

ただし、業務の拡張をはかり、投資、保険、あるいは事業経営などにかんする顧問をもひきうけはじめた事務弁護士のなかには、この種の業務との関聯において、会計士を雇用するものもすくなく²⁶⁾なかった。

かの²⁷⁾ W. Scott が²⁸⁾ 弟 T. Scott に²⁹⁾ あてた書翰〔1820年7月23日づけ〕は興味ぶかい。かれは、弟の息子の進路につき、助言する。

もしもわたしの甥が、堅実、慎重にして、定住性の生活および安定した職業をこのみ、どうじに算術に堪能にして、これの最上級の分野に従事する意向があるならば、会計士の職にまさるものはない。これはおおいに尊敬すべき職であり、注意力および伎倆をもって従事し、さらに、わたしの斡旋にもたすけられるならば、かれの成功はうたがない。ただし、だれであっても、努力がむくわれるまでには、ながく、くるしい専心を覚悟しなければならない、といっておきたい。〈法律家業のほかの分野〉とおなじく、これが、稔りすくなく、従事者のおおい分野であるからである。³⁰⁾と。

あきらかに、会計にかんする業務が法律専門職の業務のいちぶとみなされている。ちなみ、この時期、Scottが会計士なるものをかなりたかく評価していることには、ややおどろきをおぼえる。ただし、かれは附言している。

しかし、これはありそうなことだが、もしもあの若者が、活気ある生活および冒険にむく果敢な気質をもち、威勢がよく、ながく無味乾燥なしごとを我慢しえないならば、……親愛なる弟よ、おまえは、けっしてかれを会計士にしてはならない……。ばあいによっては、おまえの權威およびわたしの推薦により、かれは会計事務所にはいるかもしれない、がしかし、これはかれの人生の初期の空費でしかないであろう……。

³¹⁾と。

26) Carr-Saunders et al. [1933] p.24.

27) 1771年—1832年。たぐいまれな文才をもってしられる詩人、小説家、史家。准男爵。〈R.Burns〉〔1759年—1796年〕とならびしょうされる〈Scotlandの誇り〉〔かの、とするからには附言をようしないかもしれないが〕。

28) Scott [1808] in Lockhart [1842] p.4.
Scott [1808] in Lockhart [1900] Vol.1, p.10.

29) W.Scottの書翰は、義理の息子J.G.Lockhart〔Scottの遺著管理者〕の手になる*The Life of Scott*, 7 Vols., 1837—1838〔Pollard [1900] p.v〕に収録されている。同書にはいくつかの改訂版等がある〔Ibid.,p.v〕が、本稿は、Lockhart [1842], Lockhart [1900]を参照した。

30) Scott [1820] in Lockhart [1842] p.429.
Scott [1820] in Lockhart [1900] Vol.3, p.388.

31) Scott [1820] in Lockhart [1842] pp.429—430.
Scott [1820] in Lockhart [1900] Vol.3, pp.388—389.

会計士にたいするかれのたかい評価は、これをふくむ法律専門職³²⁾にたいする評価とも理解しえ、³³⁾また、そもそも甥の進路の選択肢として、まず会計士があげられていることじたい、個人的な事情によるものであったかもしれない。³⁴⁾

とはいうに、すくなくも、会計にかんする業務が法律専門職の業務のいちぶとみなされていたことのひとつの証左とはなる。

この甥は、けっきょく軍人の道を選択した。³⁵⁾

この甥の進路の選択肢として、まず会計士があげられていることじたい、個人的な事情によるものであったかもしれない。³⁴⁾

組織した協会が、社会的な認知、さらには社会的なprestigeをうるべくとる手段はふたつある。³⁶⁾まずひとつは、叙上の勅許状の取得、あとひとつは、入会に制限をもうけ、すでに社会的なprestigeあるものを会員とすることである。^{*)}

* 1845年、The Inns of Court CommissionにおけるW.S.Cooksonの証言は、Common-law裁判所の事務弁護士³⁷⁾の訓練による金銭的な負担のおもさに言及しているが、これにつき、W. J. Readerはいう、負担のおもさの背後には、貧困な階級のしめだしによる当該専門職の社会的な地位の向上という意図があった。

32) Scottはまた法律家でもあった。

33) とするに、すくなくも法律専門職域の成員とみなされているかぎり、会計士もまた、すでに確立をみていた法律専門職の社会的なprestigeの恩恵にあずかっていた、とかんがえうる。——この点はかなり重要である。ただし、当時の法律専門職域内における会計士の地位、あるいは会計専門職域の法律専門職域よりの分離、独立〔これまた、なにをもって分離、独立とするか、が問題でもあるが〕のprocessとあわせ、ぎんみする必要がある。

34) たとえば、第70連隊の主計官であった〔Lockhart [1842] p.4 or Lockhart [1900] Vol.1, p.10〕弟の意向がまずあったかもしれない。

35) 1826年時点のLockhartによる註記には、The East India Company軍の機関将校、とある〔Lockhart [1842] p.4 or Lockhart [1900] Vol.1, p.10〕。

Scottのかれじしんの息子にたいする書翰〔1822年、日づけなし〕。あの子〔甥のこと〕は、勉学にいそんでいる……。おまえも気をつけないと、かれのほうが、さきに將軍になるかもしれない〔Scott [1822] in Lockhart [1842] p.477 or Scott [1822] in Lockhart [1900] Vol.4. p.20〕。

なお、甥、息子ともに、かれとおなじくWalter。

36) 業務をつうじ、社会をして、みづからの伎倆のたかさをしらしむ、といういわば<迂遠な手段>はさておく。

37) The Supreme Court of Judicature Act 1873 [36 & 37 Vict.c.66]により統合される〔s. 87〕まで、事務弁護士は、Common-law裁判所の事務弁護士、衡平法裁判所の事務弁護士、および海事裁判所等の事務弁護士のみにつに区別されていた。

38) と。さらに、すでに地位の確立した事務弁護士たちは、かような金額のたかさをむしろ歓迎していたであろうことも指摘される。³⁹⁾

如上のことは、いわば金銭的な参入障壁による業務の独占〔これは、とりもなおさず経済的な利、富の追求を意味する〕、ともとりえよう。がしかし、まずもつての関心は、社会的な地位の確立にある。⁴⁰⁾ただし、むしろ両者は相即不離の関係にあり、富は地位を意味する。⁴¹⁾

富裕な階級は社会の上層に位置し、したがって、——《富裕な階級のたずさわる職域の社会的な地位は、おしなべてたかいものとみなされる》。

もとより、地位なるものすべてが富に依拠するというすじあいにあるわけではなく、また、たとえば、Carr-Saundersらの分析は、経済的な利の追求を専門職域の揺籃期における目的としていない。⁴²⁾すなわち、《ある程度の社会的な地位の確保という目的がまずあり、これがはたされてよりのち、富による地位の向上がはかられる》。とするに、叙上の事務弁護士の例は、専門職域の揺籃期における状況をしめすものではないかもしれない。ただし、⁴³⁾法廷弁護士が、まえの世紀にすでに確立をみていた〈three 'liberal professions'〉のひとつであった〔あとふたつは聖職および内科医師〕のにたいし、事務弁護士は、⁴⁴⁾'lower branch' に属しており、この19世紀に地位の向上をめざしたということにおいて、会計専門職と状況をおなじくする。⁴⁵⁾

いずれにせよ、ここにあって肝要なことは、——《成員のもつ地位が当該専門職域じたいの地位のもたらす》ということであり、負担のおもさを歓迎した事務弁護士たち、かれらの意識にあったのは、まさにこのことである。

すでに社会的なprestige あるものを成員とするという傾向は、会計専門職についてもみいだしう

38) Reader [1966] pp.120-121.

39) *Ibid.*, p.121.

40) Carr-Saunders et al. [1933] p.303.

41) 17)をみよ。

42) *Ibid.*, p.303.

43) Reader [1966] p.23.

44) *Ibid.*, p.23.

45) そのかみのEdinburghにおける法律専門職域内の序列につき、J.Heitonはいう。法廷弁護士は、……writer to the signet〔上級の事務弁護士〕をよせつけない。writer to the signetは、solicitor before the Supreme Courtsおよび会計士のことを胡散くさそうな目でみる。さらにまた、会計士は、solicitor-at-law〔下級の裁判所に干渉する事務弁護士〕を相手にしないであろうと。〔Heiton [1861] p.6〕。

る。たとえば、1855年、Edinburghにて統一された年季奉公契約料は£105⁴⁶⁾とかなりの高額であった。貧困な階級の出身者は自動的に排除される。

ただし、会計専門職には、法律専門職との関係というとくべつの問題があった。

とりわけEdinburghにあっては、叙上のごとく、会計士は法律専門職域の成員とみなされていた。

——ために、独立の専門職域としての《社会的な地位をもとめた会計士たちは、〔皮肉なことに〕これまで法律専門職域の成員として手にしていた社会的な地位の喪失をおそれた》。

Edinburghは、いわば専門職の町とみなされており、なかんずく法律専門職は社会的な指導者であつた⁴⁷⁾。また、たとえば地主階級などにあつては、次男いかの子息ははやくより商人ほかの道にすすみ⁴⁸⁾、長男のため法律専門職なるものがとっておかれる、これが当時のならわしであつた⁴⁹⁾。

とはいうに、あまねくこの国、Scotlandにおいて、法律専門職がかようにみなされていた、とまではないきりえない。

Glasgowの*The Bailie*は、法律家は十中八九が悪党である、と断言する⁵⁰⁾。ただし、同誌はつねにcynicalである。The City of Glasgow Bankの粉飾事件⁵¹⁾の直後、commentしている。いまほど法廷が繁昌したことも、しかしてまた、勅許会計士の団体が、この秋〔同行の支払いの停止は1878年10月〕ほどゆたかな収穫を手にしたこともついぞない⁵²⁾。と。

同誌は、会計士を<腐肉にむらがる烏>と譬喩する⁵³⁾。

——《さなきだに、新興ゆえの社会的な地位のひくさになやむ会計専門職は、いとうべき悲劇、すなわち破産にかかわる職という烙印をおされていた》⁵⁴⁾。

46) Stewart [1977] p.25.

なお、£105は100guineas。

47) N.Morganらいわく。Glasgowが商業の中心であつたのとまさにおなじく、Edinburghが、専門職の拠点としての評判にあたいしたことは明白である [Morgan et al. [1990] p.108]。

48) T.C.Smoutはいう。Edinburgh社会の真の指導者は、……商人ではなくして専門職のひとびとであつた。しかして、かれらのなかで、かず、富、ないしprestigeのいずれにおいても、法律家に比肩するものはなかつた。と [Smout [1969] p.373]。

49) *Accountants' Magazine* [1897] p.496.

友岡 [1991-a] p.7.

50) *Bailie* [1873] p.1.

51) 友岡 [1989-c] 参照。

52) *Bailie* [1878] p.1.

53) *Ibid.*, p.1.

54) 友岡 [1990-d] p.16.

VI

——けっきょくのところで、かなめは破産への干与にある。

破産にかかわる業務は、会計専門職にとり、いわばふたつの面をあわせもつ。会計専門職のおいたちは、破産にかかわる業務を糧とした⁵⁵⁾——が、社会的な地位の向上をはかるさいには、このことが障碍ともなる。腐肉にむらがる烏。

社会的な地位の向上をめざす会計専門職は、団体を組織、ここに専門職域としての確立をみる。しかるに、爾後においてなお、破産への干与はいわば足枷であった。腐肉にむらがる烏。

ここにdilemmaがある。

いな、そもそも会計士協会の結成にこれじたい；動機は破産にかかわる業務にあり、しかも、破産への干与は、ここにおいてふたつの意味をもった。間接のminusの意味と直接のplusの意味とである。

破産への干与は、会計専門職の地位のひくさのひとつの原因として〔すなわちminusの意味をも

55) いかをみよ。

友岡 [1989-b].

友岡 [1989-e].

友岡 [1990-d].

友岡 [1991-a].

|| 1991年11月27日午後。ここまで執筆したところで、いつもofficeでかけっぱなしにしているradioより、Clyde 1 [FM 102.5MHz] のnewsがながれてきた。solicitor、という言葉がふと耳にとまった。事務弁護士による不正事件の判決のnewsである。よく朝のThe Scotsmanは、第1面のtop、おおきなcolour写真いりで報道している。

Edinburghの高等法院。事務弁護士J.J.McCabe [41歳。Northumberland Street, Edinburgh], Scott Moncrieff & Dover Lockhart [すでに解散] の元senior partnerに10年の禁錮がいわたされた。詐欺罪。McCabeは、14の住宅金融共済組合およびよっつの銀行のかれにたいする信用を悪用し、かれの属する専門職域の名をけがした、と法務次官はのべた [Scotsman [1991] p.1].

さらに、第4面のはんぶんいじょうが、この判決関係の記事にあてられている。

McCabeは、1983年、The Skipton Building Societyより£20,000を不正に借り入れたのをてはじめに、7年間にわたり、The Bank of Scotland, The Clydesdale Bank, The Trustees Savings Bankなど、かざおおくの金融機関をあざむいてきた。1990年11月、The Law Society of Scotlandによる法律事務所の帳簿検査のさい発覚したこの事件においてMcCabeが不正にうけた融資は、総額£4,075,226にのぼる [Ibid., p.4].

この事件は、法律専門職なるものにたいする社会の目のありようを如実にあらわしている。

McCabeの手口が融資申込書における署名の偽造など [Ibid., p.4] かなり初歩的なものであったにもかかわらず、被害者が不正を看破しえなかったことは、事務弁護士といつかれの肩書きにたいする信用のたかさをうかがわせる。また、報道機関によるこの判決のあつかいのおおきさも、被告の職業ゆえのものである。いずれの報道の論調にも、これがうかがわれる。

このrespectable lawyerは……。このpublic personaは……。 [Ibid., p.4].

ち], 社会的な地位の向上の手段としての協会の結成, これの間の動機となった。とともに, 協会の結成は, じつは, ——糧としての [すなわちplusの意味をもつ] 破産にかかわる業務を保持する手段にほかならなかった。

換言するに, 破産への干与こそが, 協会の結成, これの直接の動機であったのである。

<An Act to amend the Laws relating to Bankruptcy in Scotland 1853⁵⁶⁾>。——同法が会計士協会の結成をもたらす。

The Institute of Accountants in Edinburghは, 1853年, 同法を結果するBankruptcy Actの改正が審議されていたさなかに誕生する。破産にかかわる業務は, ながきにわたり, 会計専門職にとり, もっとも実りのよい業域であり, とうぜん, 会計士たちは法律改正のなりゆきにおおきな関心をはらった。のみならず, みずからの経済的な利のため, 立法に干与せんとした。ために団体の結成がはかられた。じつ, 結成後の最急務はこの問題への対処にあった。代表団が組織され, 法務長官へのはたらきかけがなされた。⁵⁷⁾

An Act to amend the Laws relating to Bankruptcy in Scotland 1853は同年8月4日に公布されたが, 十分な内容とはいえない⁵⁸⁾。ために, 爾後も, Bankruptcy Actの改正にかんじ, The Society of Accountants in Edinburgh, さらにThe Institute of Accountants and Actuaries in Glasgowによる運動は活発につづけられ, The Bankruptcy (Scotland) Act 1856⁶⁰⁾の制定をみる。⁶¹⁾

——すくなくも<会計士Brown>は, 同法を評し, establishされたexcellentなもの, という。⁶²⁾

Ⅶ

会計専門職の団体にとっても, まずさいしょの課題は勅許状の取得にあった。1854年10月23日, The Society of Accountants in Edinburgh, 1855年3月15日, The Institute of Accountants and Actuaries in Glasgow, さらに, 1867年3月18日, The Society of Accountants in Aberdeen, それぞれ

56) 16 & 17 Vict.c.53.

57) Institute of Chartered Accountants of Scotland [1954] p.40. たとえば, Glasgowにて高名のT.McLintockについても, かれの事務所の主要な収入源のひとつは破産にかかわる業務であり, とりわけThe City of Glasgow Bankの破産に關聯する業務が会計士McLintockの名をたかめた [Winsbury [1977] p.15].

58) Brown (ed.) [1905] pp.212-213.

59) R.Brownは, 同法を評し, 限定的かつ暫定的なものにしかすぎなかった, という [Ibid., p.213].

60) 19 & 20 Vict.c. 79.

61) 友岡 [1991-a] p.18をもみよ.

62) Brown (ed.) [1905] p.213.

勅許をうける。⁶³⁾

年季奉公および試験にかんする規則がつくられ、改正の論議もくりかえされる。たとえば、The Society of Accountants in Edinburghにあっては、年季終了後の入会試験にくわえ、予備試験の導入が検討された。年季の3年めに予備試験をおこなうというこの新制度は、1873年の年次会員総会にて承認され、よく1874年より実施された。⁶⁴⁾ こうしたうごきは、やがて、Scotlandのみつつの勅許会計士協会による統一試験制度に結実する。⁶⁵⁾

職業倫理にかんしては、兼職の問題がおおきい。The Society of Accountants in Edinburghにおいては、入会にさいし、ほかの職に従事する意図をもたないという宣誓書に署名することがもとめられていた。これにより、株式仲買人を兼職するおおくのGlasgowの会計士が排除されたことは想像にかたくない。⁶⁶⁾ たほう、The Institute of Accountants and Actuaries in Glasgowにあっては、製造業者、商人ほかの兼職が禁止されたが、⁶⁷⁾ 株式仲買業とのむすびつきの密接さゆえ、⁶⁸⁾ 株式仲買人の職は例外であった。

独占の問題については、みつつの段階をみいだしうる。まず、叙上のごとく、会計士協会の結成の動機は破産にかかわる業務にあった。従前、独占ないしこれにちかい状態にあった業務が、Bankruptcy Actの改正により、うしなわれるのではないかと、との危惧が会計士協会の結成をもたらす。これは、立法にはたらきかける力をうるための集団化を意味する。ついで、勅許会計士協会間、なかんずくThe Society of Accountants in EdinburghとThe Institute of Accountants and Actuaries in Glasgowとのあいだの勢力あらそい。さらに、1880年設立のThe Scottish Institute of Accountants,あるいは1891年設立のThe Corporation of Accountants in Scotlandと既存のみつつの勅許会計士協会とのあいだに、勅許会計士の肩書きをめぐる泥仕合が、やがてはじまる。

ま と め

いったいに専門職域の論にあっては、社会的なprestigeの問題が核となる。集団化、すなわち専門

63) 友岡 [1991-a] 参照。

64) 初期の年季奉公につき、Stewart [1977]が興味ぶかい。

65) このあたりの詳細は、Stewart [1974] pp.263-264をみよ。

66) Stewart [1974] p.265.

67) たとえば、The Bye-laws, Rules, and Regulations of the Institute of Accountants and Actuaries in Glasgow 1877のSection X I [会員資格の喪失]では、すべての会員は、製造業、商業、ないし法律代理業に従事しているじじつこれじたいにより、会員資格をうしなう [rule 31] とされている。

68) いかをみよ。

友岡 [1990-d] pp.4-5.

友岡 [1991-a] pp.26-27.

家団体の結成も、社会的なprestigeの確立のため、なされる。ただし、こと会計専門職域の生々にかんしては、この職域固有のdilemmaがふたつあった。——破産への干与と法律専門職域との関係と。

破産への干与は、社会的なprestigeの確立の阻碍要因であった。とともに、会計士協会の設立については、社会的なprestigeの確立に比し、より直接的、具象的な要因として、破産にかかわる業務の保持があった。また、ひとつの専門職域としての確立は、たほうにあって、法律専門職域の成員としての社会的なprestigeの喪失を意味した。

お わ り に

——いうまでもなく、ひとはつねに利己した。

そもそも会計行為なるものは、経営者の利己のため、⁶⁹⁾うまれた。⁷⁰⁾監査行為またしかり。これらの行為により生計をたてる〔この世紀の末葉には、監査にかかわる業務が破産にかかわる業務にとってかわり、会計士の業務の中心となる〕会計専門職の歴史も、むろん、私利をもとむひとつの歴史である。

本稿は、会計専門職域の生々をみ、とりわけここにおける社会的なprestigeの意味の特殊性を[†][§]きらかにした。

For H.A.F. & C.Y.N.F.T.

——Southpark Avenueのofficeにて、*The Glenlivet*とともに1991年12月24日脱稿

69) ここにいう、会計、は、財産の運用行為の受託人〔経営者〕より財産の運用行為の委託人〔資本主〕への報告、説明〔友岡 [1990-c] p.120〕という、ある意味において狭義の概念である。ここにおける狭義という形容は、〔本稿の直接の対象であった〕会計専門職域の論における会計という概念と対比してのものである。すなわち、8)も指摘したごとく、会計専門職域の論における会計は、ある意味において、すこぶるひろい概念である。

70) かような解釈にかんしては、いかを参照。
友岡 [1990-b].
福島 [1991].

† 本稿は、福澤諭吉記念慶應義塾学事振興基金の1990年度の補助をうけ、「イギリス会計史の研究」を課題とするGlasgow留学〔自1990年秋至1992年秋〕、これの成果のいちぶである。
同基金に万謝する。

§ <ひとの歴史>をみることの意義につき示教をうけた玉置紀夫教授〔慶應義塾大学商学部〕およびかれのpapersにふかく感謝する。

【文献】

- Accountants' Magazine, The*, Vol.1, No.8, Aug. 1897.
- Bailie, The*, Vol.2, No.43, 13 Aug. 1873.
- Bailie, The*, Vol.13, No.319, 27 Nov. 1878.
- Barclay, J.B., *The S.S.C. Story 1784-1984 : Two Hundred Years of Service in the College of Justice*, 1984.
- Brown, R. (ed.), *A History of Accounting and Accountants*, 1905.
- Carr-Saunders, A. M. and Wilson, P. A., *The Professions*, 1933.
- 千葉準一『英国近代会計制度——その展開過程の探究——』中央経済社, 1991年。
- Davidson, A.R., *The History of the Faculty of Actuaries in Scotland 1856-1956*, 1956.
- Deloitte, Plender, Griffiths & Co., *Deloitte Co : 1845-1956*, 1958.
- Elliott, P., *The Sociology of the Professions*, 1972.
- 福島千幸「<代理人理論>考——損益計算との関わりを中心に——」『立教経済学論叢』第40号, 1991年12月, pp.1-18.
- Green, E., *Debtors to Their Profession : A History of the Institute of Bankers 1879-1979*, 1979.
- Heiton, J., *The Castes of Edinburgh*, 1861.
- Institute of Chartered Accountants of Scotland, *The, A History of the Chartered Accountants of Scotland : From the Earliest Times to 1954*, 1954.
- Insurance and Actuarial Society of Glasgow, *The, The Insurance and Actuarial Society of Glasgow 1881-1981*, 1981.
- Johnson, T., *The Professions in the Class Structure*, in Scase, R. (ed.), *Industrial Society : Class, Cleavage and Control*, 1977 pp.93-110.
- Jones, E., *Accountancy and the British Economy : The Evolution of Ernst & Whinney*, 1981.
- Lewis, R. and Maude, A., *Professional People*, 1952.
- Lockhart, J.G., *Memoirs of the Life of Sir Walter Scott, Bart.*, new ed., 1842.
- Lockhart, J.G., *Memoirs of Sir Walter Scott*, 5 Vols., 1900.
- McClelland, J., *The Origin and Present Organization of the Profession of Chartered Accountants in Scotland*, 1869.
- MacDonald, K.M., *Professional Formation : The Case of Scottish Accountants*, *The British Journal of Sociology*, Vol.35, No.2, Jun. 1984, pp.174-189.
- McDougall, E.H.V., *Firth Quarter-Century: Some Chapters in the History of the Chartered Accountants of Scotland*, 1980.
- Mann, J., *Glimpses of Early Accountancy in Glasgow*, *The Accountants' Magazine*, Vol.58, No.576, Jun. 1954, pp.297-306.
- Morgan, N. and Trainor, R., *The Dominant Class*, in Fraser, W.H. and Morris, R.J. (eds), *People and Society in Scotland, Vol.2 : 1830-1914*, 1990, pp.103-137.
- 茂木虎雄『近代会計成立史論』未来社, 1969年。
- Pollard, A.W., *Bibliographical Note*, in Lockhart, J.G., *Memoirs of Sir Walter Scott*, Vol.1, 1900, pp.v-vi.
- Portwood, D. and Fielding, A., *Privilege and the Professions*, *The Sociological Review*, Vol.29, No.4, 1981, pp.749-773.
- Reader, W.J., *Professional Men : The Rise of the Professional Classes in Nineteenth-Century England*, 1966.
- Richards, A.B., *Touche Ross & Co. 1899-1981 : The Origins of the United Kingdom Firm*, 1981.
- Robinson, H.W., *A History of Accountants in Ireland*, 1964.
- Scotsman, The*, No.46249, 28 Nov.1991.
- Scott, W., *Autobiography*, 26 Apr.1808, in Lockhart, J.G., *Memoirs of the Life of Sir Walter Scott, Bart.*, new ed., 1842, pp.1-17.
- Scott, W., *Autobiography*, 26 Apr.1808, in Lockhart, J.G., *Memoirs of Sir Walter Scott*, Vol.1, 1900, pp.1-47.
- Scott, W., *Letter to Thomas Scott*, 23 Jul. 1820, in Lockhart, J.G., *Memoirs of the Life of Sir Walter Scott, Bart.*, new ed., 1842, pp.429-431.
- Scott, W., *Letter to Thomas Scott*, 23 Jul. 1820, in Lockhart, J.G., *Memoirs of Sir Walter Scott*, Vol.3, 1900, pp.387-392.
- Scott, W., *Letter to Walter Scott*, n.d. 1822, in Lockhart, J.G., *Memoirs of the Life of Sr Walter*

- Scott, Bart., new ed., 1842, pp.476-477.
- Scott, W., Letter to Walter Scott. n.d. 1822, in Lockhart, J.G., *Memoirs of Sir Walter Scott*, Vol.4, 1900, pp.18-20.
- Smout, T.C., *A History of the Scottish People 1560-1830*, 1969.
- Stewart, J.C., Qualification for Membership a Hundred Years Ago, *The Accountant's Magazine*, Vol.78, No. 817, Jul. 1974, pp.263-265.
- Stewart, J.C., Early C.A. Apprentices: Notes on the First Hundred Indentures of Apprenticeship Recorded in the Register of Apprentices of the Society of Accountants in Edinburgh (1854-1863), *Accounting History*, Vol.2, No.1, May 1977, pp.23-33.
- 友岡賛「<しろうと監査>より<くろうと監査>へ——イギリス会計史管見——」『三色旗』第490号, 1989 [-a] 年1月, pp.24-27.
- 友岡賛「近代会社制度の生成, これにおける会計——イギリス会計史: 19世紀——」『三田商学研究』第32巻第2号, 1989 [-b] 年6月, pp.1-28.
- 友岡賛「The City of Glasgow Bankの終焉——イギリス会計史: 19世紀——」『三田商学研究』第32巻第3号, 1989 [-c] 年8月, pp.20-52.
- 友岡賛「The City of Glasgow Bankの清算——イギリス会計史: 19世紀——」『三田商学研究』第32巻第4号, 1989 [-d] 年10月, pp.29-42.
- 友岡賛「<株主の代理人>としての監査人, これにおける<独立性>——イギリス会計史: 19世紀——」『三田商学研究』第32巻第5号, 1989 [-e] 年12月, pp.276-285.
- 友岡賛「減価償却思考の確立, これの胚胎, 逡巡——イギリス会計史: 19世紀——」『三田商学研究』第32巻第6号, 1990 [-a] 年2月, pp.15-47.
- 友岡賛「<stewardship>——イギリス会計史: 19世紀——」『三田商学研究』第33巻第1号, 1990 [-b] 年4月, pp.1-14.
- 友岡賛「会計行為の目的, 機能——安藤英義のraison d'être——」『三田商学研究』第33巻第2号, 1990 [-c] 年6月, pp.119-121.
- 友岡賛「会計専門職の先駆者たち——<近代>会計生成史: 19世紀イギリス——」『三田商学研究』第33巻第5号, 1990 [-d] 年12月, pp.1-21.
- 友岡賛「会計専門職域の出自: Scotland——<近代>会計生成史: 19世紀イギリス——」『三田商学研究』第34巻第4号, 1991 [-a] 年10月, pp.1-29.
- 友岡賛「laissez-faireと会計規則と——<近代>会計生成史: 19世紀イギリス——」『三田商学研究』第34巻第5号, 1991 [-b] 年12月, pp.124-135.
- Turner, C. and Hodge, M. N., Occupations and Professions, in Jackson, J.A. (ed.), *Professions and Professionalization*, 1970, pp.17-50.
- Winsbury, R., *Thomson McLintock & Co: The First Hundred Years*, 1977.
- Worthington, B., *Professional Accountants: An Historical Sketch*, 1895.